

財務要件を満たす中小企業に対する無担保・無保証人の当座貸越根保証

財務要件型無担保・当座貸越根保証

根当座・ 財務型

法人代表者を含め、
連帯保証人不要
の当座貸越根保証制度が
できました

一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする
当座貸越根保証を行うことにより、中小企業者
の積極的な事業拡大を応援します!

財務要件型無担保・当座貸越根保証（略称：根当座・財務型）

保証の対象 (資格要件)	<p>県内に事業所を有する会社および医業を主たる事業とする法人であって、次の(1)(2)の要件を満たし、かつ(3)から(5)のいずれかに該当する方。</p> <p>※会社には士業法人(弁護士法人、税理士法人、司法書士法人等)を含みます。</p> <p>(1) 同一事業の業歴が3年以上であり、2期以上の決算を行っている。</p> <p>(2) 申込金融機関との与信または預金取引が6か月以上ある。</p> <p>(3) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 自己資本比率が20パーセント以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 純資産倍率が2.0倍以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">④ インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること。</p> <p>(4) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 自己資本比率が20パーセント以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 純資産倍率が1.5倍以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">④ インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること。</p> <p>(5) 純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 自己資本比率が15パーセント以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 純資産倍率が1.5倍以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 使用総資本事業利益率が5パーセント以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">④ インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること。</p> <p>(注) 各指標については、保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとします。</p>																														
対象資金	事業資金（運転資金、設備資金）																														
保証条件	保証限度額	貸越極度額 2億円以内（100万円以上）																													
	保証期間	1年間もしくは2年間（ただし、更新は妨げない）																													
	貸付形式	当座貸越（根保証）																													
	担保	不要																													
	保証人	法人代表者を含め連帯保証人は不要																													
	貸付利率	金融機関所定利率																													
保証料率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準料率</td> <td>1.62%</td> <td>1.49%</td> <td>1.32%</td> <td>1.15%</td> <td>0.98%</td> <td>0.85%</td> <td>0.68%</td> <td>0.51%</td> <td>0.39%</td> </tr> <tr> <td>適用料率</td> <td style="color: red;">1.62%</td> <td style="color: red;">1.49%</td> <td style="color: red;">1.32%</td> <td style="color: red;">1.15%</td> <td style="color: red;">0.98%</td> <td style="color: red;">0.77%</td> <td style="color: red;">0.61%</td> <td style="color: red;">0.46%</td> <td style="color: red;">0.35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(-0.10%)を適用します。</p>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	基準料率	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%	適用料率	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.77%	0.61%	0.46%	0.35%
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
基準料率	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%																						
適用料率	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.77%	0.61%	0.46%	0.35%																						
責任共有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象																														
留意事項	<p>① 本制度の利用にあたっては、資格要件確認のための事前協議が必要です。</p> <p>② 個人事業者は対象とはなりません。</p> <p>③ 当座貸越の残高は、保証期間を通じ常時極度額を超えないこととします。</p> <p>④ 利息の元本組入れにより極度額を超えることとなる場合には、超える部分は利息部分とし速やかに徴求します。</p>																														
事前協議時 添付書類	<p>① 直近決算書2期分(写)</p> <p>② 兼業の場合は、業種別の売上構成が分かる資料</p> <p>③ 直近決算期から6か月以上経過している場合は、試算表または売上実績表</p> <p>④ 商業登記事項証明書(写)</p> <p>⑤ その他保証協会が必要とする書類</p> <p>⑥ 財務要件型無担保・当座貸越根保証制度 資格要件確認書(本確認書については申込時でも可)</p>																														
更新	<p>① 更新手続きは、条件変更による期間延長でもできますが、当初の保証(継続新規を含む。)から5年を超える場合は継続新規とします。</p> <p>② 継続新規による場合は、保証条件として新規貸越分で既存貸越金残額を決済させることとします。</p>																														